

議案第 1 号

自家用有償旅客運送の更新申請について

みやま市コミュニティバス「くすっぴー号」は、道路運送法第 78 条第 2 号の自家用有償旅客運送のうち市町村運営有償運送（交通空白輸送）に該当し登録を受けています。

市町村運営有償運送の必要性及び運行概要については下記のとおりですが、市町村運営有償運送の登録有効期間が令和 2 年 2 月 29 日に終了するため、同上第 79 条の 6 の規定に基づき有効期間の更新申請を行う必要があります。更新にあたっては、公共交通会議において合意が必要であることから自家用有償旅客運送の更新申請を提案します。

記

1、市町村運営有償運送の必要性

みやま市では、平成 30 年 2 月まで高齢者や障がい者の移動支援サービスとして、福祉バスを運行していましたが、高齢者等以外の市民の地域内移動を支える交通機関が強く求められていました。また、まちづくりにおいても、観光振興に向けた観光客の移動手段の確保等の面から誰もが利用できる公共交通が求められていました。

そのため平成 30 年 3 月からみやま市コミュニティバス「くすっぴー号」を運行し、市民及び来街者の移動手段を確保しており、今後も市町村運営有償運送を継続することが必要であると考えます。

2、運行概要

(1) 事業主体 みやま市

(2) 対象路線 9 路線

(3) 運行日 月曜日から土曜日

※日曜日および年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

(4) 運賃

区 分		料 金
一 般		100円
高齢者	65歳以上の方・同乗する介助者1名	50円
障がい者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者 保健福祉手帳の交付を受けている方・同乗 する介助者1名	50円
小学生		50円
未就学児童		無 料